

令和3年第8回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年8月25日（水） 13時31分開会
13時58分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

| | |
|-------------------|--------|
| 教育部長 | 鶴窪 誠作 |
| 教育部参与兼歴史文化課長 | 中摩 浩太郎 |
| 教育総務課長兼学校給食センター所長 | 紺屋 聖一 |
| 学校整備室長 | 上村 圭一郎 |
| 学校教育課長 | 常深 章 |
| 社会教育課長 | 内村 喜代志 |
| スポーツ振興課長 | 和田 哲郎 |
| 指宿商業高校主幹兼事務係長 | 中村 巧一 |

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第13号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
 - ・ 日程第2 議案第20号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について

- ・ 日程第3 議案第21号 指宿市立学校管理規則等の一部改正について
- ・ 日程第4 議案第22号 指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱等の一部改正について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第8回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第7回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

7月29日、今和泉小学校体育館の改修工場の現場を視察してまいりました。現在のところ、工程どおり進んでおりました。

2項目目でございます。

8月1日、第32回いぶすきシルバー美術展表彰式及び開所式に行きまいりました。県下139名、170点の出品があり、受賞された方々に表彰をさせていただきました。90歳代が2名で、最高齢の方が94歳でございました。参加されている皆さんは、シルバー美術展に生きがいを感じている、そういった出品者の方々でございました。8月1日から18日まで展示がなされました。

3項目目でございます。

8月3日、第2回南薩地区教育委員会教育長会が枕崎で行われました。コロナウイルス対策等について話し合いがなされました。

4項目目でございます。

8月4日、令和3年度鹿児島県公私立高等学校協議会に出席してまいりました。募集の在り方につきまして、公立・私立の課題が出されておりました。

5項目目でございます。

8月5日、鹿児島県教育庁義務教育課長の来訪がございました。今年度、文科省から着任された課長でございましたけれども、来庁していただき、着任の挨拶をしていただきました。

6項目目でございます。

8月6日、子ども司書講座及び子ども英語教室の視察に行きまいりました。この2つの講座はとても人気があり、たくさんの方々が応募して下さいます。司書講座では、図書館の運営の在り方について、詳しく子どもたちに説明しながら、それを学んでおりました。英語教室では、コミュニケーションを中心とした、楽しく学ぶ会でありました。

7項目目でございます。

8月10日、令和3年第1回指宿市議会臨時会が議場で行われました。

8項目目でございます。

8月19日、指宿市教育講演会 I T P セミナーがございましたが、初めてのリモート開催となりました。参加した先生方からは、とても好評でありまして、今後ともこういった状況の中では、リモート開催をしてもいいのかなという風を感じたところでございます。教育講演会におきましては、学校のいじめ問題等について、弁護士の方から対応等の示唆をいただきました。また、I T P セミナーにつきましては、東京からリモートで講義を受けたわけですが、タブレットの使い方等、いろいろと細かいところまで教えていただきました。ある校長先生から、保護者の方々にも、こういったセミナーを受けさせていただきたいなという感想もいただいたところでございます。

9項目目でございます。

8月24日、南薩教育事務所長の訪問がございました。学校の現状について、お話をさせていただいたところでございます。

10項目目でございます。

8月13日と19日、指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第13号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（鶴窪部長）

日程第1，報告第13号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊1の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，3,238万2千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，274億1,885万7千円としたものであります。

8ページをご覧ください。

中ほどになりますが，款9教育費は，63万6千円を増額し，歳出の総額を29億7,893万9千円としたものであります。

歳出をご説明いたしますので，11ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について，お示ししてあります。学校整備室の小学校管理総務費63万6千円の補正は，旧利永小学校体育館と旧山川小学校体育館の雨漏り修繕料であります。

なお，ただいま申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては，右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で，報告第13号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，説明を終わります。

（吉元教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（吉元教育長）

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第13号は終了いたします。

（吉元教育長）

次に、日程第2，議案第20号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（鶴窪部長）

日程第2，議案第20号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して，市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊2の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，1億5,752万9千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，276億2,741万1千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになりますが，款9教育費は，2,663万6千円を増額し，歳出の総額を30億557万5千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので，10ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金9,645万2千円のうち，教育委員会所管分は481万3千円で，小中学校パソコンフィルタリング使用料，小学校画面転送機器設置業務委託料の一部に，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

目7教育費国庫補助金 節1小学校費補助金31万5千円，節2中学校費補助金102万5千円は，理科教育設備整備費等補助金であります。

11ページをご覧ください。

款19繰入金 項2基金繰入金 目6スポーツ・文化振興基金繰入金 節1スポーツ・文化振興基金繰入金25万円は，新指宿市民会館の建設工事現場仮囲へのウォールペイントアート体験イベント等の費用にスポーツ・文化振興基金繰入金を充当しようとするものであります。

次に，歳出をご説明いたしますので，17ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について，所管課毎にお示ししてあります。教育総務課の小学校管理総務費376万5千円の補正は，全小学校の児童用パソコンにフィルタリングソフトを導入するための使用料であります。

小学校振興総務費273万3千円の補正は，GIGAスクール構想に係る1人1台パソコンの整備に伴い，各学校にある大型テレビなどの大型提示装置の活用を図るため，大型提示装置とパソコンをつなぐ画面転送機器を各教室に設置するための委託料であります。

小学校振興費31万5千円の補正は，理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴う備品購入費であります。

中学校管理総務費246万5千円の補正は、北指宿中学校電話機更新に係る委託料58万2千円及び全中学校の生徒用パソコンにフィルタリングソフトを導入するための使用料188万3千円であります。

中学校振興費102万5千円の補正は、理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴う備品購入費であります。

学校整備室の小学校管理総務費649万円の補正は、池田・今和泉小学校雨漏り修繕等に係る修繕料629万5千円、魚見小学校イノシシ侵入防止柵設置に係る原材料費19万5千円であります。

中学校管理総務費340万9千円の補正は、西指宿中学校雨漏り修繕等に係る修繕料226万9千円、南指宿中学校防球ネット修繕に係る修繕料114万円であります。

歴史文化課の市民会館管理費25万円の補正は、新市民会館ウォールペイントアートイベント等に係る消耗品費、委託料であります。

スポーツ振興課の総務費58万3千円の補正は、市営野球場リニューアルオープニングイベントに係る報償費等であります。

指宿商業高校の教育振興費2,992万9千円は、学科再編に伴うタブレット端末購入及び総合実践室パソコン設置等に係る委託料、使用料、備品購入費であります。

なお、ただいま申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

新指宿市民会館のウォールペイントアート体験イベントというのは、こういったものなのか教えてください。

(中摩参与)

現在、新市民会館の建設をしておりますが、建設工事現場の周りには、高さ2mを超える白っぽい仮囲いがしてあります。こころの宿側に現場事務所がございまして、そこを囲っている約20mの仮囲いの壁を使い、砂むし会館の砂楽の階段に絵を描いてくださった、アート活動集団「TOMOSHIBI」の皆さんを指導者とし、小学校1年生から6年生の80人ほどを集め、一緒になって壁にペイントを施していきます。そういった活動をすることで、新しい市民会館が建設中だということ、今後、芸術文化の殿堂として活用していくということをPRするイベントを、まず一歩目としてしたいと考えております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第20号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第20号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第21号，指宿市立学校管理規則等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第21号，指宿市立学校管理規則等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市立学校管理規則等の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

今回の一部改正は、令和2年12月18日付けで、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が公表されたことに伴い、本市の「実効性のある本人確認の運用方針」と「押印の見直し方針」が示されたことから、その方針に基づき、規則、要綱の押印の見直しを行うものであります。

「実効性のある本人確認の運用方針」につきましては、押印による本人確認の効果は、限定的であるとの見解を内閣府が示していることから、手続における実効性のある本人確認に努めることとしております。

具体的には、窓口で書類を提出される申請書等で本人確認が必要な場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の公的身分証で本人であることを確認します。郵送やメール等で提出される場合は、虚偽の申請や届出等があり、書類に記載された本人に実質的な不利益が生じる可能性があるときは、本人又は代理人の公的身分証の写しの添付を求めます。申請書や届出書を本人以外が提出しようとする場合は、窓口で書類を提出される方の確認をします。また、申請書や届出書に記載された本人の公的身分証の写しを添付する、本人の連絡先を記載していただく運用とする等、必要に応じて本人の意思確認をできる方法を確保することとしております。

「押印の見直し方針」につきましては、市民や事業者から提出される申請書等について、申請者本人のみに押印を求めるものは押印を廃止できるものとしております。また、申請者

本人のほか、第三者の同意や承認のため押印を求めるものは、原則として申請者本人の押印のみを廃止できるものとしております。

この方針に基づき、教育委員会所管の規則、要綱につきまして、押印の見直しを行い、関係様式の㊟等の表記を削除しようとするものであります。

改正の内容につきまして、ご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

第1条では、指宿市立学校管理規則の「第4号様式」、第2条では、指宿市教職員住宅管理規則の「別記第1号様式」から「第3号様式」まで、第3条では、指宿市新小田奨学資金条例施行規則の「第3号様式」、第4条では、指宿市立指宿商業高等学校入学料の免除に関する規則の「第1号様式」、第5条では、指宿市文化財保護条例施行規則の「第7号様式」から「第9号様式」まで、「第11号様式」から「第13号様式」及び「第15号様式」から「第17号様式」まで、第6条では、指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則の「別記様式」、第7条では、指宿市立指宿商業高等学校授業料の減免に関する規則の「第1号様式」、第8条では、指宿市スクールバス運行管理規則の「第1号様式」のそれぞれ㊟の表記を削除するものであります。

7ページから27ページには新旧対照表を掲載してありますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、附則において、この規則は、令和3年9月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

押印の見直しについてですが、廃止しても何も問題はないということでしょうか。

(紺屋教育総務課長)

今回、提案した押印の見直しによる規則の一部改正につきましては、国が示したものに基づいて市が方針を出しております。それに合わせて一部改正をしておりますので、特に問題はないと思っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第21号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第21号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第22号、指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、議案第22号、指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の28ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱等の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の理由につきましては、先程、日程第3、議案第21号で説明した方針に基づき、本要綱の押印の見直しを行い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、ご説明いたしますので、29ページをご覧ください。

第1条では、指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱の「第1号様式」、「第2号様式」及び「第6号様式」、第2条では、指宿市遠距離通学費補助金交付要綱の「第1号様式」及び「第3号様式」、第3条では、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の「第1号様式」、第4条では、指宿市学校給食費等補助金交付要綱の「第1号様式」、「第3号様式」及び「第5号様式」、第5条では、指宿市なのはな教室管理運営要綱の「第1号様式」のそれぞれ㊦等の表記を削るものであります。

31ページから44ページには新旧対照表を掲載してありますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、附則において、この告示は、令和3年9月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第22号については、提案のとおり可決することとよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第22号は、提案のとおり可決することといたします。
以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第8回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。